

地方自治体における情報システム(生活保護)の 標準化等に向けた調査研究業務一式 第6回検討会 議事要旨

日 時：令和4年3月23日(水) 9:00～10:25

場 所：オンライン開催

出席者(敬称略)：

(構成員)

武蔵大学社会学部教授 庄司昌彦、地域情報化研究所 代表取締役 後藤省二、神奈川県、横浜市、仙台市、柏市、佐世保市、東大阪市、横須賀市、泉大津市、館山市、町田市、三鷹市、中野区、新宿区

(オブザーバー)

北日本コンピュータサービス株式会社、富士通 Japan 株式会社、株式会社アイネス、株式会社 IJC、総務省、デジタル庁、厚生労働省社会・援護局保護課

(事務局)

デロイト トーマツ コンサルティング合同会社

【議事次第】

1. 開会
2. 議事
 - (1) これまでの検討会の振り返り
 - (2) 継続検討事項について
 - (3) 全国意見照会結果について
 - (4) 次年度以降の検討課題について
 - (5) 次年度以降の検討スケジュールについて
3. 閉会

【配布資料】

資料1：「地方自治体における情報システム(生活保護)の標準化等に向けた調査研究
有識者検討会(第6回) 今年度の振り返り、全国意見照会結果及び次年度以降の
予定について

【議事概要】

<主な意見交換の概要>

(議事(1)について)

- 特段意見なし。

(議事(2)について)

- 資料1、P.25、「29条調査関連の同意書」について、連名の様式としない整理は理解したが、照会先においても「世帯主が世帯員を代表して記名する」という運用を理解しており、世帯員の記名が無くとも情報の照会を却下されることはないという認識で

良いか。

→ご認識の通りである。厚生労働省と全銀協等の金融関係団体との間で同意書の様式及び運用について合意しているため、世帯主の記名のみであっても世帯員情報の照会を却下されることはないと理解している。

→全銀協等の金融関係団体においては、厚生労働省との合意があるため、現状の様式を使用した場合においても世帯員の同意があると見なされると考えるが、その他の調査先機関においては、世帯員の同意がないと見なされるケースもある。当市においては、世帯員の同意がないと見なされ、情報の照会が却下される事態を避けるために、世帯員ごとに同意書を発行し、記名を依頼する運用としている。

→標準仕様書の帳票レイアウトとしては先ほどご説明した方向性で整理するが、地域の実情に応じてそういった運用を行うことを否定するものではない。

(議事(3)について)

- 資料 1、P.35、「全国意見照会における主な意見と対応方針（医療扶助）」、No.4、「指定医療機関等の指定」について、機関区分に「訪問看護ステーション」を追加してほしい。また、機関区分において「施術」を横並びとしているが、施術機関は医療機関と管理項目が異なるため、適切なものか懸念がある。また、施術機関は区分として「あんま、はり・きゅう」等、もう 1 階層必要とも考えられる。マスタの構造も含めて統一していくという理解でよいか。

→「訪問看護ステーション」の追加有無は検討する。現時点の標準仕様案においては、マスタの構造までは定義しておらず、また、ベンダー各社におけるマスタ構造は統一されていないため、ベンダーの創意工夫の範疇であると考えている。

- 資料 1、P.42、No.4「保護廃止（停止）通知書」の項目削除の部分で、意見理由と対応の内容について、説明をお願いしたい。

→戻入額の決定は保護廃止・保護停止に係る行政処分ではないため、「保護廃止（停止）通知書」にシステム印字項目として定義されているのは不適切であるという意見をいただいております。検討した結果、意見は妥当であると判断したため、システム印字項目から「停止廃止戻入対象年月」及び「停止廃止戻入額」を削除した。なお、戻入に係る決定は、廃止と同時に行う保護変更決定の処理において実施する想定である。

→了解した。「保護決定通知書」の運用について、当市では保護開始、変更、停止、廃止を 1 枚の通知書にまとめた運用としているが、標準仕様においては、例えば 3 月 1 日付で保護廃止を決定し、遡及して戻入を行う場合は、保護廃止と保護変更の 2 枚の通知書を発行するという認識で良いか。

→ご認識の通りである。上記の場合、多くの自治体において、2 枚の通知書が発行されていると認識している。

- 資料 1、P.45、No.2、調達・契約の形態について、関係機関内で検討中とのことだが、どの機関が、どのように検討するのかご教示いただきたい。

→オプション機能が実装されるかどうかは最終的には、ベンダー各社が開発するパッケージの内容に含まれるかどうか次第である。調達・契約の形態については、現在、ベンダー各社に対しデジタル庁からヒアリングを行い、現状把握、意見交換に努めている。その結果も踏まえ、今後検討を進めていく予定である。

→検討結果はいつごろに示す予定かご教示いただきたい。

→令和 4 年夏ごろのデータ要件・連携要件を含めた標準仕様書の公表と並行して、標準化法に基づく「基本方針」の案を示していく予定である。調達に関してどこまで記載するかは未定だが、基本的な考え方は整理していく想定である。また、標準仕様書の公表等と並行して、共通プラットフォームにおいても情報発信をしていきたいと考えている。先行事業の検証が進む中で、実際の契約形態等も明らかになると考えており、検証内容については、適宜全国の自治体にも共有する。

- 資料 1、P.45、No.3、デジタル庁での適合性確認について、適合性を確認する際に実装オプション機能の実装状況についても確認されると思うが、どのように確認をする

のか検討状況等をご教示いただきたい。

→適合性確認は大きく2つあり、データ要件・連携要件に関する適合性確認と機能・帳票要件に対する適合性確認となる。前者はデジタル庁で適合性確認のための支援ツールを開発し、自治体においても使用いただけるツールとする想定である。後者は標準オプション機能の確認も含む想定で、確認方法は、令和4年夏ごろまでに基本的な考え方を整理する予定である。例えば、ベンダーが標準準拠システムを開発する際に作成する機能要件に関するドキュメントに、機能IDなど採番された標準仕様書の機能一覧を対応させ、各標準オプション機能の実装有無が分かる仕組みにすること等を考えており、今後、関係府省とも意見交換しながら、検討を進めたいと考えている。

→現在、自治体へヒアリングを行っているが、ベンダーのパッケージがどのオプション機能に対応しているかの情報を欲している自治体が多かった。一方、ベンダーへのヒアリングでは、標準仕様が出揃っていない現状においては、オプション機能を実装するかどうかの判断以前に、そもそもシステム開発を行うかどうかの判断も出来ないという声が上がっている。標準仕様書が策定される令和4年8月以降になれば、開発対象の業務、開発するオプション機能を決定できるので、もうしばらくお待ちいただきたいとのことであった。また、総務省において、全国自治体の標準化の進捗管理、各種課題・質問の管理等を行うPMOツールの検討を行っている。デジタル庁も総務省とともに検討していくので、自治体の皆さんのニーズをぜひ伺いたいと考えている。

→資料1、P.45、No.3の「カスタマイズで対応する提案」という文言についてだが、カスタマイズ禁止は本標準化の取組の趣旨の一つであるため、オプション機能に関する調達に際しての考え方としては、オプション機能として実装されているパッケージを選択する、もしくは調達仕様書から記載を落とし疎結合による他システムで実現することになると考える。また、オプション機能は実装されていなくとも事務処理や業務の遂行が可能であるという前提であるため、自治体は、オプション機能が必要となる理由を説明する責任があると考えている。

→調達仕様書作成に際して、オプション機能が本当に必要であるかについて、自治体において検討する必要があるという意見であると理解した。

(議事(4)について)

- 資料1、P.47、No.8、「公的給付支給等口座の登録情報の活用」について、コロナ禍の給付金等、昨今様々な給付金が支給され、自治体は限られた時間の中での対応に追われている。その背景を踏まえ、当機能について検討される予定であると理解している。その検討の際には、活用手段として、登録情報をCSVで出力する、クラウド上で制度横断的なデータのやり取りを可能にする等、現場の負担を軽減し、速やかに給付が行えるよう、最大限考慮していただきたい。また、検討の見通し等あればご教示いただきたい。

→ご認識のとおり、コロナ禍の給付金の支給における課題等を踏まえ、「公的給付支給等口座の登録情報の活用」を現在デジタル庁にて検討している。また、自治体とも議論を行いながら進めたいと考えているため、意見があればぜひ仰っていただきたい。標準化の議論では、住民サービスの利便性の向上だけでなく、行政運営の効率化も念頭において検討を進めたいと考えている。

→データの連携やマスタの管理等、うまく機能を設計いただきたい。

- 資料1、P.48、No.9、足元で行われている制度改正の話になるが、社会・援護局関係主管課長会議の資料を見る限り、保険医療機関の指定の際に指定医療機関の指定も行い、登録情報をメールで連携されるようになると理解している。厚生局のシステム改修はすでに開始されていると思うが、登録情報がPDFで送付され、その後に手入力することは非効率であるため、データを取り込み更新ができる等、何らかの対応や検討をお願いしたい。

→いただいた意見を踏まえ、詳細を検討していきたいと考えている。

- 資料 1、P.47、No.1、「レセプト管理システムの標準仕様書の検討」について、現時点では 20 業務に含まれていないと思うが、今後どのような整理に基づき標準仕様書の検討を行うのかご教示いただきたい。
 - 標準化対象となる生活保護業務の中を含め、検討を行う想定である。ただし標準仕様書については、生活保護システムとまとめて 1 つにするか、生活保護システムと分けて 2 つにするかは未定である。
 - 標準仕様書を 1 つにまとめるということは、生活保護システムとレセプト管理システムを 1 つのシステムに統合するということか。
 - システムを 1 つにすることは考えていない。仕様書を 1 つにまとめるということは、仕様書中の記載を分けるだけである。
 - システムを分けた場合、生活保護システムとレセプト管理システムのベンダーは異なるということか。
 - ベンダーが異なる可能性もあると理解している。
 - 当市では、生活保護システムとレセプト管理システムのベンダーが分かれているため、システムを 1 つにまとめる、もしくは、同一のベンダーから調達することは困難である。
 - そのような実情については十分承知している。

(議事(5)について)

- 資料 1、P.51、次年度以降の検討スケジュールについて、令和 4 年度 8 月に標準仕様書が公表された後も改版を続けるとのことだが、自治体内部で標準仕様書への対応を検討する際には、第 1 版をベースとして良いのか、第 2 版以降をベースとして対応を行うのかご教示いただきたい。
 - 第 1 版がベースになることを想定しているが、現時点で正確な回答をすることは困難であり、関係機関とも調整しながら検討を行う予定である。
 - 第 1 版の公表以降、標準仕様書は随時更新する想定である。適合性確認の基準となる標準仕様書のバージョンについては、現在検討中であり、令和 4 年夏ごろまでに考え方を示す予定である。
 - システム調達に当たっては、基本的には第 1 版がベースとなる理解だが、厚生労働省管轄となる 8 業務全体で見た場合、法改正に向けた議論を行っている業務もあり、議論の反映が標準仕様書公表のタイミングである令和 4 年度 8 月以降になる可能性があるため、業務ごとに調達ベースとなる版を判断していくことになる見込みである。
 - 標準準拠システムとして最低限満たすべき標準仕様の公表時期が未定であると理解した。ベンダーの負担になることは承知しているが、現場運用としては、できるだけ早い段階で標準準拠システムの使用感を把握したいため、テスト版・サンプル画面の提示、プロトタイプ配布等、厚生労働省にリードしていただきたい。
 - 現時点では、確実なことは言えないが、対応可否について他の業務の状況やベンダー、関係機関と連携を取りながら検討したいと考えている。

以上